

特別コラム

女性初の知財関係者

女性初の 知的財産高等裁判所長

弁護士 高部 眞規子

1. はじめに

2024年は、NHK朝ドラで「虎に翼」が放送され、「初の女性」や「女性裁判官」がにわか
に注目された年であった。「虎に翼」の主人公のモデルとされる三淵嘉子さんは、私が裁判官
に任官した1981年には既に退官されており、ご一緒に仕事をする機会はなかった。それでも、
女性裁判官の集まりである「かすみ会」⁽¹⁾では、常に、三淵さんが作られた会だということ
が伝えられ、私たち女性裁判官の間では、ずっと以前から伝説の人であった。



私が任官した1981年当時の女性裁判官は、同期（司法修習の期は第33期）が4名、全国
でも数十名、裁判官全体の2～3%という状況にすぎなかったが⁽²⁾、今では全国で900名近く、裁判官全体の約
28%に及び、新任判事補の4割を占めるなど、女性裁判官が珍しい時代ではなくなったと感じる。

今回の企画では、編集部から、女性としての苦労話を、とのリクエストをいただいたが、実は裁判所には男女に
よる差別⁽³⁾が少なくとも表立っては存在しないように見える⁽⁴⁾。早い時代に、家庭裁判所長や地方裁判所長、高等
裁判所長官を務めた女性の先輩もいたが⁽⁵⁾、その後も、女性が所長に就任するのは珍しいことであった。しかも、
女性は地方裁判所ではなく家庭裁判所の所長に就任することが多かったし、後述のとおり、東京高等裁判所部総括
判事も極めて少なかった。現時点で、裁判官出身で最高裁判事になった女性もない⁽⁶⁾。

裁判所において、私自身は、女性だからといって差別されたと感じた記憶はなく、むしろ、女性であることで、
多少なりとも子育て中は任地の上でも配慮いただいたと感謝している⁽⁷⁾。なお、コロナ禍で世間でも在宅勤務が一
般的になったが、判決起案は自宅でも可能であるので、裁判所では、それ以前から週1回程度の在宅勤務が可能で
あったこともあり、子育てなどでやりやすい面はあった。

もっとも、私が任官する前の1976年頃には、司法研修所教官等が、女性には家庭に入って子どもを育てるとい
う役割があるとか、家庭に入って良い妻になるほうがいいなどといった発言をして批判された「女性修習生差別発
言事件」もあったようである。確かに、今のように育児休暇の制度はなく、産休明けに直ちに仕事に復帰しなけれ
ばならなかったことを考えると、実家の近くで親族の協力を得たり、有能なお手伝いさんと巡り会ったりできな
ければ、そもそも男性同様に働くこと自体難しかった。また、特に小規模な裁判所の場合は、産前産後の3か月余
りの休暇中、女性裁判官の代わりにどうやって補うかが大問題だったと思う。私自身は、不在の期間を少しでも短
くできるように、産休が夏季休廷期間⁽⁸⁾に重なるような時期に出産したが、周りの裁判官には随分助けていただいた。
また、面倒見の良い保育園に入ることができ、子供が病気になったときは、地域のファミリーサポートにお願いし
たりママ友と協力しあったりして、何とか大変な時期を乗り切った。ジェンダーの権利を実質化するためには、司
法の役割も重要で、女性裁判官の増加が求められていることは現在では異論はないと思われる。

パテント誌特別コラム「女性初の知財関係者」には、大勢の「初の女性」が登場すると思う。私は、裁判官とし
ても、裁判所の知財部門としても、「初」のことが何度かあったし、「初」でなくても、紅一点であったことや、女
性としての先達が数えるほどしかいないといった事態は何度もあった。

2. 裁判所における知財部門

知的財産権訴訟は多岐にわたり、まず大きく民事訴訟と行政訴訟に分かれる（ほかに刑事事件があるが、これは

各地の地裁・高裁の刑事部が取り扱っている。)

1948年の特許法の改正により、東京高等裁判所を専属管轄とする審決取消訴訟制度が定められたことを契機として、まず、同裁判所に審決取消訴訟と知財関係控訴事件を集中的に取り扱う第5特別部が設立され、裁判所調査官も配置された。1958年3月、これに代えて、東京高等裁判所の民事部の中に、知的財産権関係事件だけを取り扱う専門部が置かれ(第6民事部)、1959年に第13民事部、1985年に第18民事部、2002年に第3民事部が知財部(少なくとも昭和の時代は、「特許部」とか「無体財産権部」と呼んでいたようである。)となって、4か部体制となった。2004年4月には、東京高裁で知財関係事件を取り扱っていた上記4つの民事部が、第1から第4の「知的財産部」に名称を変更された。また、東京高裁に知的財産大合議部としての「第6特別部」(5人の裁判官による大合議制)が創設された。

2004年6月知的財産高等裁判所設置法が成立し、2005年4月に知的財産高等裁判所が設立されたことは、読者の皆様にとっても周知のことであろう。

また、地裁をみると、1961年には、東京地方裁判所に知的財産権関係事件の集中部(民事第29部)が開設され、1964年には、大阪地方裁判所にも知的財産権関係事件の集中部(第21民事部)が開設された⁽⁹⁾。当時は、これも「特許部」とか「無体財産権部」と呼んでいたようである。東京地方裁判所には1998年に民事第46部、1999年に民事第47部、2004年に民事第40部が知的財産権関係事件の専門部として創設され、現在は4か部体制となっている。2004年には大阪地方裁判所にも第26民事部が知的財産権部として新設されて、現在は2か部体制となっている。

3. 東京地裁知財部時代

私は、1981年判事補に任官し、富山地裁、東京地裁、千葉地家裁松戸支部及び高松地裁において、行政事件、労働事件、医療事件、建築事件、破産事件と、あらゆる種類の民事訴訟を担当してきた。1991年に判事となり、1994年に、高松地裁での4年間の勤務を終えて2度目の東京地裁勤務となった。その際、当時唯一の知財部であった民事第29部に配属されたのが、知財訴訟との出会いである。

上記の経緯で、東京地裁の特許部ないし無体財産権部が開設されて30年以上経って初めて、知財部に女性裁判官が配置されたことになる。1994年に東京地裁初の女性知財裁判官となり、一人で弁論準備手続期日を担当していると、古くからの知財弁護士の方に、「女性裁判官は初めてですね。化学は得意ですか。」などと声をかけられたりしたこともあった。私の後、多くの女性裁判官が続いた。

その後1997年には、同部において初の女性裁判長となった⁽¹⁰⁾。今では珍しいことではないが、当時、新聞紙上や判例雑誌に女性の裁判長の名前が登場することは珍しく、新聞に掲載されるような判決を言い渡すと、知り合いから連絡が来たりしたものだ。

さらに、2003年には、東京地裁知財部(民事第47部)において初の女性部総括判事となった。東京地裁には、当時民事部だけで約50か部があったが、そのうち女性の部総括裁判官は3名⁽¹¹⁾にすぎず、また知財4か部における女性部総括裁判官は初であった。

こうしてみると、私が東京地裁に在籍していた時代は、まだまだ女性は多くなかったといえる。先輩たちの尽力もあって、男性が圧倒的に多い職場において、女性にはさまざまな配慮をしていただいたと思う。何をやっても女性は目立つし、顔や名前を覚えてもらいやすいという面はあっただろう。

4. 最高裁調査官時代

最高裁判事の黒子として補佐する立場の最高裁調査官は、当時総勢約36名ほどであったが、それ以前に最高裁調査官をつとめた女性の先輩は3名のみである⁽¹²⁾。1998年に調査官を拝命したが、知財事件を担当する最高裁調査官としては、女性初であり、最高裁判事の方々にはかわいがっていただいた。

5. 知財高裁時代

2009年に知財高裁に着任したが、知財高裁には設立以来既に何名かの女性裁判官が在籍していて、「女性初」で

はなかった。東京高裁知財部の時代にも、女性裁判官が在籍しておられたので⁽¹³⁾、既に珍しい存在とはいえなかったと思う。

2015年に知財高裁部総括判事（第4部）に就任した際には、知財高裁では初の女性部総括判事となった。それまではそもそも東京高裁において女性の部総括判事が4名ほどしかいなかったのも、裁判官全員が女性という裁判体はなかった⁽¹⁴⁾。同部の陪席裁判官は、3名中2名が女性であり⁽¹⁵⁾、裁判官室4名中、唯一の男性裁判官は、居心地が悪かったに違いない。2名の女性陪席裁判官とともに合議体を組むことができ、高等裁判所において合議体の3名全員が女性という裁判体が誕生したのは、日本全国をみても初のことであった。

2018年に第7代知財高裁所長に就任した。これは、女性として初である。今回、パテント誌の企画で「女性初の知財高裁所長」として取り上げていただいたが、実は、知財高裁所長に就任した際の報道等では、余り「女性として」という修飾語がつかなかったように思う。1981年の初任地の富山地裁では、特に珍しい存在として大きく報道で取り上げられたし、30年以上たって2014年に福井地家裁所長に就任したときも、メディアの報道では「女性として初めて」という枕詞が付いた。2020年に高松高裁長官に就任したときは、初めてではないのにわざわざ「女性として2人目」と報道された⁽¹⁶⁾。にもかかわらず、知財高裁所長として「女性初の」という修飾語がつかなかったのは何故か。時代が変わりつつあるということのほか、当時の米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）のプロスト長官もドイツ連邦特許裁判所のシュミット長官も女性であったから、国際的な視点に立つと、男性か女性かということは、あまり問題にならない世界なのかもしれない。

6. 女性と知財訴訟

知財に男性女性の区別はない。女性がどんどん活躍できる世界であり、裁判所でも、弁護士会でも、特許庁でも、弁理士会でも、企業知財部でも、女性の割合がどんどん増えていることを実感する。

知財を扱う裁判官、弁護士、弁理士、特許庁審判官、学者と、執筆陣40名余が全員女性という私の退官記念論文集⁽¹⁷⁾を出版いただいたことに、感謝感激している。それだけ知財の世界に実力ある女性が増えたのだと嬉しく思ったし、執筆者の女性には是非もっともっと活躍してほしいと思う。

夫婦別姓の問題やマタニティーハラスメントの問題などは、むしろ、ジェンダーの視点が必要であるが、通常の訴訟を担当して男女の適性が問題にされることは、現在ではほとんどない⁽¹⁸⁾。しかし、知財事件については、むしろ女性の方が適していると感じた事案は少なくない。例えば、最高裁調査官時代に担当したL'air du temps事件⁽¹⁹⁾。L'air du tempsがニナリッチ社の香水の名前であり、著名であることを考慮すれば、無関係の業者が出願登録した、指定商品を服飾品とする「レールデュタン」なる商標の登録は、著名な商標と混同を生ずるおそれのある商標として無効にすべきである。商標法4条1項15号に該当しないとされた審決や原判決を読んだ時に最初に感じた違和感であった。

また、知財高裁時代に担当したJEAN PAUL GAULTIER “CLASSIQUE”に係る香水瓶の立体商標は、形状が特異であって、登録すべきものと考えられる⁽²⁰⁾。

商標だけでなく、女性や幼児が需要者となる不正競争防止法の事案や、同様の対象者となる著作物の事件など、女性の視点は欠かせない。

7. 終わりに

先日、三淵嘉子さんの別荘「甘柑荘」及び「虎に翼」展を開催中の明治大学博物館を訪れた際に、たくさんの女性が真剣に見入っているのをみて、時代の先陣を切り拓いていかれた大先輩の迫力に圧倒された。「虎に翼」に現れた理不尽な差別は、今でも共感する部分はあるものの、先達のおかげで、これからは女性も実力で勝負すべき時が来たと思う。

振り返ってみると、私は、「女性初」であることを余り意識しないで自然体で過ごしてきたつもりである。「女性初」であったことや、「紅一点」で女性がそもそも極めて少なかったことで、注目されたこともあったかもしれないが、私としては、私の後に女性が続けていることを嬉しく思う。私が初めて歩んだ道も、より多くの女性が普通

に、よりしなやかに歩み、より活躍してくれる社会になることを祈っている。

(注)

- (1)「かすみ会」は、女性裁判官の集まりであり、年1回女性裁判官が法曹会館に集合して食事をともにしていた。当初は、東京周辺に勤務する10名余りが参加して、先輩から裁判所内でのさまざまな苦勞をうかがったり、子育てとの両立等を教えていただいたりする機会であったが、その後、毎年6月に開催される長官・所長会同の日程に合わせ、地方の高裁長官や地家裁所長も参加するようになって、次第に人数が増え、立食形式となった。
- (2)当初、法服は男物で、ボタンが右前だった。女性用ならMサイズでよいが、男性用ではSサイズでも大きすぎる感じだった。女性裁判官が徐々に増えた1990年頃、女性用の左前の法服が登場し、ワイシャツにネクタイを付ける男性と異なり、女性裁判官には胸元用に白いリボン（スカーフ）も支給された。
- (3)男女雇用機会均等法の成立前は、男女の賃金に差別があったり、定年に違いがあったりする企業や自治体も少なくなかったが、制度上、裁判官の給与や定年に男女での違いはなかった。
- (4)「虎に翼」では、主人公が女性裁判官が働きやすい環境作り尽力する場面が登場するが、先輩たちの尽力もあって、私の時代には随分と改善されていた。
- (5)初の女性家庭裁判所長は、1972年の三淵嘉子裁判官（新潟家庭裁判所）、初の女性地方裁判所長は、1983年の寺沢光子裁判官（5期。徳島地方・家庭裁判所）、初の女性高等裁判所長官は、1987年の野田愛子裁判官（2期。札幌高等裁判所）。
- (6)最高裁判事としては、高橋久子裁判官（労働省出身）から昨年の宮川美津子裁判官（弁護士出身）まで9名の女性が任命されたが、裁判官出身の女性はいない。今年になって、検事総長及び日本弁護士連合会会長が女性となり、法曹界でも女性のトップが誕生したが、裁判所はまだである。
- (7)夫婦裁判官は別として、配偶者が裁判官以外の職業の場合に、別居は避けられない。私は、官僚であった夫が香川県庁に出向していた2年間幼い2人の子を抱えて別居したほか（その後希望がかなって高松地裁に異動）、福井地家裁所長及び高松高裁長官時代は、自分自身が単身赴任をした。なお、パテント2023年7月号に、「知財裁判官として、女性裁判官として」というタイトルで「自叙伝」を執筆しているので、詳細はそちらを参考にいただきたい。
- (8)裁判所では、従前から、夏季に3週間の休廷期間があって、その間に判決起案等を行っていた。
- (9)村林隆一「知的財産法について」特許研究54巻2頁では、東京地裁特許部は昭和35年4月、大阪地裁特許部が昭和38年4月に開設されたとされている。
- (10)当時は、民事第29部に甲乙2つの合議体（それぞれ4名の裁判官で構成）があり、部総括裁判官とは区別する意味からか、「代理裁判長」などと呼ばれていた。
- (11)現在は東京地裁民事部に10名の女性部総括判事がおり、知財部でも高橋彩裁判官（49期）が部総括裁判官をつとめている。
- (12)その後は女性最高裁調査官が増えて、多くの女性が活躍している。
- (13)東京高裁知財部の時代に、関野杜滋子裁判官（20期）、押切瞳裁判官（23期）、古城春実裁判官（27期）が在籍されていた。
- (14)「裁判所法施行の際現に大審院の裁判官の職に在る者で最高裁判所の裁判官に任命されないものは、判事として東京高等裁判所判事に補せられたものとみなす。」（裁判所法施行法3条）、「大審院においてした事件の受理その他の手続は、これを東京高等裁判所においてした事件の受理その他の手続とみなす」（裁判所法施行令1条）とされるように、東京高等裁判所は、戦前の大審院の一部を引き継ぐものと位置付けられ、典型的な男性社会であった。現在は東京高裁に4名の女性の部総括裁判官がいる。
- (15)柵木澄子裁判官（51期）、鈴木わかな裁判官（53期）。その後、知財高裁では、関根澄子裁判官（48期）、高橋彩裁判官（49期）とも合議体を構成した。
- (16)高等裁判所長官に就任した女性は、野田愛子札幌高裁長官（2期）、一宮なほみ仙台高裁長官（26期）、安藤裕子高松高裁長官（29期）、綿引万里子名古屋高裁長官（32期）に続いて、私が5人目である。
- (17)高部真規子裁判官退官記念論文集「知的財産権訴訟の煌めき」（金融財政事情研究会、2021）
- (18)私が任官した当時は、女性裁判官が性犯罪を担当することはふさわしくないという風潮があって、東京地裁刑事部に女性の裁判官が配置されるようになったのは、1983年以降である。
- (19)最三小判平成12・7・11民集54巻6号1848頁〔ルールデュタン事件〕
- (20)知財高判平成23・4・21判時2114号9頁〔JEAN PAUL GAULTIER “CLASSIQUE” 事件〕